

建設リサイクル法に基づく届出等の オンライン申請マニュアル

令和8年4月

埼玉県県土整備部建設管理課

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 オンライン申請が可能となる届出等	1
3 届出日の考え方	1
4 オンライン申請の方法	2
(1) 申請手続の選択	2
(2) 届出申請時の注意点	2
(3) 変更届出申請時の注意点	3
(4) 受領書・届出済みシールのダウンロード方法等	3

1 はじめに

本マニュアルは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」といいます。）に基づく下記の届出等を対象とし、「埼玉県行政手続デジタル完結サービス」によるオンライン申請について解説するものです。

- ・建設リサイクル法第10条第1項及び第2項の規定による届出
- ・建設リサイクル法第11条の規定による通知

また、埼玉県行政手続デジタル完結サービスのシステム（以下、「本システム」といいます。）の基本的な操作方法等（ユーザー登録やログイン方法等）については、下記のマニュアルで説明していますので、併せてご確認ください。

本マニュアルの解説内容は、建設リサイクル法に係る補足説明となります。

- ・埼玉県行政手続デジタル完結サービス 申請者向けご利用マニュアル
(https://saitamapref.my.salesforce.com/sfc/p/#5j00000C7Px8/a/5j0000001vHk/dEwE_OwVhGAO78_IFE3.nGpfOtCsD56faNkBoEmYyPg)

2 オンライン申請が可能となる届出等

建設リサイクル法に基づく届出等のうち、提出先が下記となる届出等がオンライン申請の対象となります。

届出等の提出先については、「建設リサイクル法の工事届出の手引き」をご確認ください。

- ・川越建築安全センター
- ・熊谷建築安全センター
- ・越谷建築安全センター
- ・川越建築安全センター東松山駐在
- ・熊谷建築安全センター秩父駐在
- ・越谷建築安全センター杉戸駐在

3 届出日の考え方

届出は、工事着手7日前までに行う必要があります。「埼玉県行政手続デジタル完結サービス」での届出等は24時間申請可能ですが、開庁時間外（17:15～翌日8:30）、休日、年末年始に伴う閉庁期間中の手続きについては、次の開庁日が届出日となります。

木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	届出 期日 (~17:15)								工事 着手日	
		7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日間		

工事着手日の7日前が休日のため、その前日までの届出が必要となります

※重大な不備がある場合、届出を無効として再届出を求める場合があります。
この場合、再届出の届出日が工事着手の7日前になるように申請をお願いします。

4 オンライン申請の方法

(1) 申請手続の選択

本システムにログイン後、画面左側の申請カテゴリから「建設リサイクル法に基づく届出」をクリックすると建設リサイクル法に係る申請手続が表示されます。

The screenshot shows a web interface for online applications. On the left, a sidebar menu has '建設リサイクル法に基づく届出' (Submission based on the Construction Recycling Law) selected and highlighted with a red box. The main area is titled '建設リサイクル法に基づく届出' and contains three application cards:

- 建設リサイクル法に基づく届出**: 民間工事の事前届出は、こちらからお願います。 (For private works, please apply in advance here.)
- 建設リサイクル法に基づく変更届出**: 事前に届出した内容を変更する場合は、こちらからお願います。 (If you need to change the content submitted in advance, please apply here.)
- 建設リサイクル法に基づく公共工事通知**: 公共工事の通知は、こちらからお願います。 (For public works notification, please apply here.)

画面右側の申請一覧から該当する申請を選択し、申請作成画面に進んでください。

(2) 届出申請時の注意点

届出書の各入力項目のうち、特に注意が必要な項目について補足説明します。

0.届出先

建築基準法第六条第一項第二号の一部又は第三号に掲げる建築物の該当確認

The screenshot shows a confirmation step in the application process. The title is '0.届出先'. Below it, there is a red button with a white triangle and the text '要確認' (Confirmation Required), followed by '確認事項(必須)' (Confirmation Item (Required)). The main text reads: '建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物の一部及び第3号に掲げる建築物の該当確認' (Confirmation of compliance with Article 6, Paragraph 1, Item 2 or 3 of the Building Standards Act). Below this, there is a checkbox and the text: '上記の確認事項で工事対象を確認した結果、「第2号の一部又は第3号に該当するもののみ」の場合はチェック' (If you have confirmed the project target based on the above confirmation items, check the box if it is only for the specified buildings).

当該工事の対象が建築基準法第六条第一項第二号の一部又は第三号に掲げる建築物に該当するものみの場合、チェックボックスにチェックを入れてください。

参 考 建築基準法第6条第1項第2号の一部又は第3号に該当する建築物の例

●都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

○木造

- ・地階を除く階数が 2 以下
- ・延べ面積 300 ㎡以下
- ・高さ 16m 以下（平屋かつ面積 200 ㎡以下のものについては高さ制限なし）

○木造以外

- ・平屋
- ・延べ面積 200 ㎡以下

●都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

○木造

- ・地階を除く階数が 2 以下
- ・延べ面積 300 ㎡以下
- ・高さ 16m 以下（平屋かつ面積 200 ㎡以下のものについては対象外）

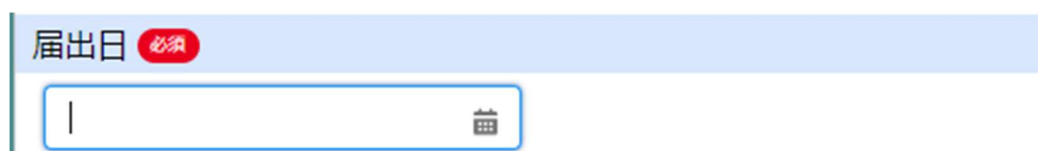
○木造以外

- ・対象外

これらの建築物であっても、劇場や集会場、病院、学校、遊技場、倉庫、車庫など 特殊な用途で、延べ床面積が200㎡を超える場合には該当しないことがあります。 詳細については、当該市町又は建築安全センターに御確認ください。

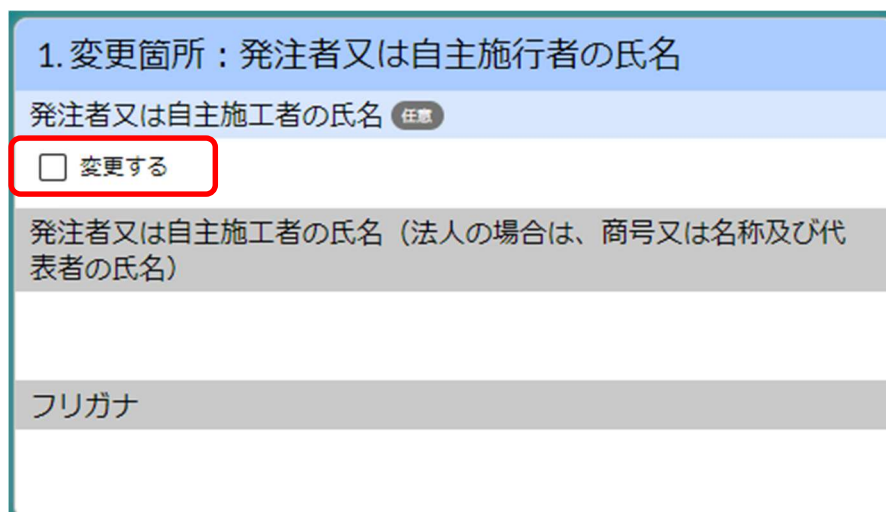
0.届出先

届出日



届出日には、自動で当日の日付が入力されますが、開庁時間外（17:15～翌日 8:30）、休日、年末年始に伴う閉庁期間中の手続きをされる場合、次の開庁日が届出日となりますので、手動で日付を変更してください。

(3) 変更届出申請時の注意点



変更届出の場合、「変更する」にチェックを入れた項目のみ編集することができ

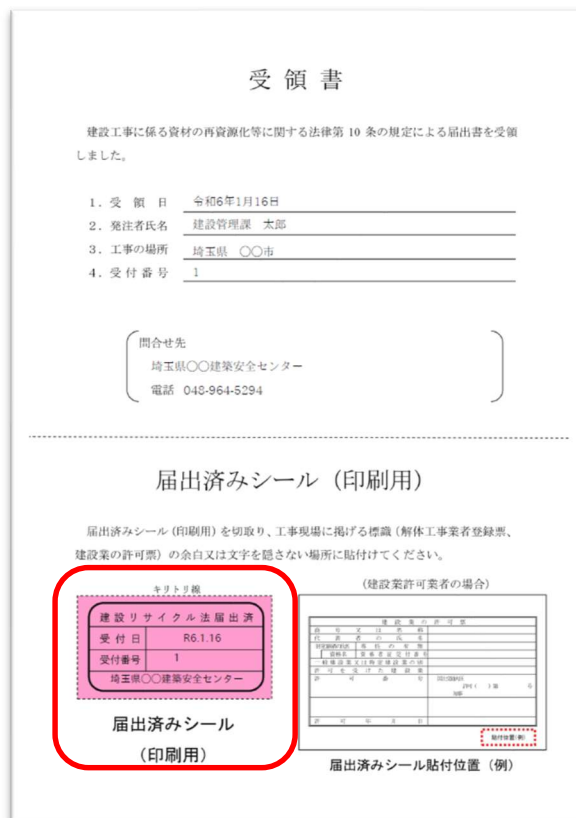
ます。当初届出から必要に応じて変更を行ってください。

(4) 受領書・届出済みシールのダウンロード方法等

届出等を申請し、不備等がなければ「申請完了のお知らせ」メールが届いた後、受領書・届出済みシールのダウンロードが可能となります。



当該届出等のページを開き「通知書 PDF」クリックすると、自動的にダウンロードが始まります。



届出書の場合、ダウンロードした「受領書・届出済みシール」を印刷し、赤枠部分の「届出済みシール」を工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼り付けてください。